



山形県公報

令和5年3月7日(火)
第385号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……………(女性・若者活躍推進課) ……147
- 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用・産業人材育成課) ……150

告 示

- 争議行為を行う旨の通知……………(同) ……151
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……154
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……155
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……157
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……158
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

正 誤

規 則

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年8月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

山形県立山形職業能力開発専門学校	山形市松栄二丁目2番1号	を
鶴岡准看護学院	鶴岡市馬場町1番34号	

山形県立山形職業能力開発専門学校	山形市松栄二丁目2番1号	に改め、
------------------	--------------	------

同別表第2項の表中

鶴岡市大宝寺字日本国地内及び同市覚岸寺字水上地内		を
鶴岡市大宝寺字日本国地内		に、
大森緑地公園	東根市大字東根元東根字大森地内及び同市大字東根元原方字大森地内	を
大森緑地	東根市大字東根元東根字大森地内	に改め、

同別表第3項の表中

名 称	所 在 地	を
山形市児童文化センター	山形市霞城町1番4号	
名 称	所 在 地	に、
鶴岡市海浜児童文化センター	鶴岡市由良二丁目14番53号	
鶴岡市朝日青少年センター	鶴岡市東岩本字野中146番地	を
鶴岡市大鳥自然の家	鶴岡市大鳥字寿岡112番地	
鶴岡市大鳥自然の家	鶴岡市大鳥字寿岡112番地	に改め、

同別表第4項の表中

名 称	所 在 地	を
山形市勤労青少年ホーム	山形市江南一丁目1番27号	
名 称	所 在 地	に、
米沢共同福祉施設	米沢市金池三丁目1番65号	
鶴岡市第二体育館	鶴岡市文園町1番8号	を
米沢市宮武道館	米沢市金池三丁目1番65号	
		に、

酒田市北テニスコート	酒田市宮海字明治67番地	を
酒田市体育館	酒田市入船町3番20号	
酒田市体育館	酒田市入船町3番20号	に、
上山市勤労青少年ホーム	上山市南町9番1号	を
上山市体育文化センター	上山市けやきの森2番1号	
上山市体育文化センター	上山市けやきの森2番1号	に、
村山市勤労青少年ホーム	村山市大字大久保甲610番地の2	を
村山市民体育館	村山市基点1034番地	
村山市民体育館	村山市基点1034番地	に、
長井市勤労青少年ホーム	長井市屋城町6番53号	を
長井市武道館	長井市館町北5番10号	
長井市武道館	長井市館町北5番10号	に、
南陽市勤労青少年ホーム	南陽市三間通420番地の1	を
南陽市民体育館	南陽市三間通1096番地	
南陽市民体育館	南陽市三間通1096番地	に、
南陽市沖郷公民館体育ホール	南陽市郡山1070番地の1	を
南陽市沖郷体育館	南陽市郡山1071番地の8	に、

町民武道館	西村山郡大江町大字本郷丁388番地
総合体育施設	西村山郡大江町大字本郷已605番地の1

を

総合体育施設	西村山郡大江町大字本郷已605番地の1
--------	---------------------

に、

真室川町民武道館	最上郡真室川町大字新町239番4
安楽城地区農業者トレーニングセンター	最上郡真室川町大字大沢574番地

を

真室川町民武道館	最上郡真室川町大字新町239番4
----------	------------------

に、

三川農村勤労福祉センター	東田川郡三川町大字横山字堤66番地の1
町民武道館	東田川郡三川町大字横山字堤105番地
町民運動場	東田川郡三川町大字横山字堤67番地の1
三川町屋内多目的運動施設	東田川郡三川町大字横山字堤215番地

を

町民運動場	東田川郡三川町大字横山字堤105番地5
屋内多目的運動施設（アスレなの花）	東田川郡三川町大字横山字堤215番地

に、

飽海郡遊佐町遊佐字鶴田50番地の3及び51番地の1

を

飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52番地の1

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

②申請者の状況	ふりがな 氏名	(性別) 男・女	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)
	住所又は居所	(入校前) (入校後)	

を

②申請者に関する事項	ふりがな 氏名	(性別) 男・女	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)	
	個人番号			
	住所又は居所	(入校前) (入校後)		
訓練手当受取口座 (利用する口座に○)		公金受取口座 (利用する場合、通帳の写しは不要)	指定口座	

に

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の山形県職業転換給付金支給規則の様式により使用されている書類は、改正後の山形県職業転換給付金支給規則の様式によるものとみなす。

告 示

山形県告示第120号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和5年2月21日次のとおり通知があった。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 事 件
賃金引上げ等の要求に関する件
- 期 間
令和5年3月8日以降事件解決の日まで
- 場 所
医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立病院 鶴岡市文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立リハビリテーション病院 同 上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた
協立大山診療所 同 大山二丁目26番3号
医療生活協同組合やまがた
協立三川診療所 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
医療生活協同組合やまがた
住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき 同
医療生活協同組合やまがた
鶴岡協立病院附属クリニック 鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネスVIVID	同	
医療生活協同組合やまがた 協立歯科クリニック	同	日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた 訪問看護ステーションきずな	同	
医療生活協同組合やまがた ひとみ保育園	同	
医療生活協同組合やまがた 協立ケアプランセンターふたば	同	双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた 包括支援センターわかば	同	
医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同	日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同	文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた サポートセンターあさひ		鶴岡市熊出字日鍵31番地3
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能施設くしびき	同	上山添神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた 本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会		

ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会		
有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会		
訪問看護ステーションスワン	同	5番23号
医療法人健友会		
認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	2番21号
医療法人健友会		
介護予防特化型通所介護あゆみ	同	5番23号
医療法人健友会		
本間なかまちクリニック	同	4番12号
医療法人健友会		
本間病院	同	5番23号
医療法人健友会		
本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会		
介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会		
酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会		
高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合		
健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会		
山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院		
小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会		
至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会		
至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会		
わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会		
地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会		
介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会		
サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会		

篠田総合病院	山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会	
千歳篠田病院	同 長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会	
天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会	
山形さくら町病院	山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会	
かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会	
介護老人保健施設かなやの里	同

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第121号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南陽市中央東字永田53番	田	1,102

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和5年5月	5年	55,100円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第122号

農地法（昭和27年法律第299号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飽海郡遊佐町直世字脇田10番1	田	411
飽海郡遊佐町直世字脇田24番1	田	72

飽海郡遊佐町直世字脇田24番2	田	1,740
-----------------	---	-------

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和5年5月	5年	111,150円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営高壇地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営高壇地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

新庄市役所

3 縦覧に供する期間

令和5年3月8日から同年4月6日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第124号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

南陽市

2 事業の種類

市道蒲生田関口線道路新設事業（山形県南陽市蒲生田字大田地内から同市宮内字関口四地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分 南陽市蒲生田字堰口前地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性について

市道蒲生田関口線道路新設事業（山形県南陽市蒲生田字大田地内から同市宮内字関口四地内まで）（以下

「本件事業」という。)は、同市蒲生田字大田地内を起点として、同市宮内字関口四地内を終点とする、全幅員16.0m、延長369.2mの2車線道路(以下「本路線」という。)を整備するものである。なお、本路線のうち、起業地に係る部分は、同市蒲生田字堰口前地内の延長9.7mである。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、南陽市長が平成27年6月30日に道路法第8条の規定により市道に認定した路線について、同法第16条の規定により南陽市が道路管理者として新設工事を行うものである。

また、同市は、令和4年度南陽市一般会計予算等により必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本路線は、同市蒲生田字大田地内の一般国道399号との接続点を起点とし、山形鉄道フラワー長井線を跨ぎ同市宮内字関口四地内の一般県道赤湯宮内線との接続点を終点とする、延長369.2mの市道であり、南陽都市計画道路3・4・26号関口羽付線の一部を構成している。

現在、同市蒲生田地区と同市宮内地区を東西に結ぶ主要な路線は市道蒲生田本線に限られ、交通量に見合う通行性が確保できていないことから、通行車両の信号待ちにより渋滞が頻発するなど、慢性的な交通の混雑を招き、安全で円滑な交通が阻害されている状況にある。また、近隣の高校の通学路であるものの、道路の全幅員が狭い箇所もあることから、通勤・通学の時間帯は、自動車交通と歩行者・自転車交通が輻輳し、通行の安全が確保できず、交通事故が発生する危険性が高い状況にある。

本件事業は、一般国道399号と一般県道赤湯宮内線を東西に結ぶ車道及び自転車・歩行者道を新たに整備することにより、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通を確保することを目的として計画されたものである。本路線の整備により、幅員及び線形等の良好な車道及び自転車・歩行者道が供用されることから、安全かつ円滑な交通が確保され、歩行者等の交通事故の危険性も除去されることとなる。

また、一般国道13号から南陽市西工業団地が効率的に繋がることから、本市内外との地域間交流の活性化による地域経済、地域産業及び市民生活の向上が期待され、本件事業の実施による社会的、経済的効果は著しく、公益に寄与するところは大きいと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、2車線・延長369.2mの市道であることから、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び山形県環境影響評価条例(平成11年山形県条例第29号)で定める環境影響評価の対象事業に該当しないが、起業者においては、工事の際は騒音及び振動等の影響を考慮し、周辺環境に十分な配慮のうえ施工することとしている。

また、本件事業の施行区間及び周辺には、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第36条に規定する生息地等保護区に指定されている土地はなく、施行区間及び周辺において希少野生動植物種は見受けられない。併せて、起業者は山形県環境エネルギー部より、施行区間及び周辺には、環境省レッドリスト及び山形県レッドリストにおいて「絶滅のおそれのある種」として掲載されている野生生物の生息は確認されていない旨の回答を得ている。

なお、本件事業の起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における周知の埋蔵文化財包蔵地(観音堂遺跡)の一部に該当しているため、起業者が山形県観光文化スポーツ部に、法第18条第2項第5号の規定に基づく意見照会を行ったところ、該当する埋蔵文化財包蔵地を起業地に編入することについて差し支えない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、慢性的な交通の混雑を緩和し、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による道路区分第4種第3級の規格に基づく、全幅員16.0mの2車線道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成7年3月24日付け山形県告示第290号により都市計画決定された南陽都市計画道路3・4・26号関口羽付線と基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

以上により、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

イ 事業を早期に施行する必要性

(3)イで述べた通り、現在、同市蒲生田地区と同市宮内地区を結ぶ主要な路線である市道蒲生田本線は、道路の全幅員が狭い箇所もあることなどから、慢性的な交通渋滞が発生しており、自動車交通と歩行者・自転車交通が輻輳するなど交通事故発生危険性が高い状況にある。よって、本件事業により早期に交通混雑の緩和を図り、通行する車両及び歩行者等の安全性を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

南陽市建設課

山形県告示第125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関寺	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関寺	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第129号

次の開発行為は、完了した。

令和5年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年12月20日 指令村総建第331号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
上山市金生西三丁目10番1、10番6、10番7、10番8、10番9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上山市中山2720番地の2 笹原 孝幸

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第2号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月7日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 粕 谷 真 生

2 老人ホームの項の表中

「 〃 万世町梓山字大石原5496—12 」を「 〃 万世町牛森四一七二番 5 」に、

「 〃 高野字下小屋176— 1 」を「 〃 金谷字藤木2401 」に、

万寿荘	尾花沢市大字延沢字取上2287— 1	を
長寿園	〃 新町三丁目 2 番21号	

「長寿園」を「尾花沢市新町三丁目 2 番21号」に改め、

5 介護老人保健施設の項の表中

「 〃 茅原字草見鶴21番 1 号 」を「 〃 北茅原町 5 番10号 」に改め、

6 介護医療院の項を削る。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成13. 5. 8	第1236号	434	23	企業局告示	企業告示
平成17. 4. 1	号外 (22)	2	下から37	地研究室	産地研究室

令和5年3月7日印刷
令和5年3月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県